

千曲川流域下水道維持管理要綱

長野県千曲川流域下水道維持管理手続等一覧

	表題	要旨	提出書類	提出ルート	提出時期	備考
第1章 総則	1 目的	適正な管理を図るため流域下水道への接続・使用等について定める				
	2 適用範囲	流域下水道を使用する流域関連公共下水道管理者及び流域下水道管理者に適用				
	3 使用計画の報告	流域下水道の使用計画を報告する	様式1	公→流	毎年4月末日まで	
第2章 流域下水道への接続	4 流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理	流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理は、「流域下水道接続管理基準」による				
	5 接続計画等の協議	接続を計画するときは、流域下水道管理者及び公共下水道管理者は、相互に協議する	様式2	公→流→公	流域下水道に接続を計画するとき	
	6 接続の申請及び承認	接続しようとするときは、箇所毎に申請し、承認を受ける	様式3	公→流→公	流域下水道に接続しようとするとき (工事着手の30日前まで)	
	7 接続工事の着手届の提出	接続工事に着手しようとするときは、届出る	様式4	公→流	接続工事に着手しようとするとき	
	8 接続工事の完了検査	1.接続工事が完了したときは、届出、検査を受ける 2.検査結果を通知する 3.検査は「流域下水道接続工事完了検査等要領」により行う	様式5 様式6	公→流 流→公	接続工事が完了したとき 接続工事の検査完了時	
第3章 流域下水道の使用	9 流域下水道供用(処理)開始の通知等	流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするとき、処理場で汚水処理を開始しようとするときは通知する	様式7	流→公	流域下水道を供用開始しようとするとき	
	10 使用の承認	1.公共下水道管理者は、流域下水道を使用して汚水の処理を開始しようとするときは申請し、承認をうける 2.流域下水道管理者は、承認するときは、通知する	様式8	公→流→公	流域下水道を使用して汚水の処理を開始しようとするとき(公示日の15日前まで)	
	11 供用開始等の公示内容の報告	供用開始の公示をしたときは、公示の写しにより報告する	様式9	公→流	流域関連公共下水道の供用開始を公示したとき	
	12 区域外流入の協議	1.公共下水道管理者は区域外流入を許可しようとするときは、協議する 2.流域下水道管理者は、前項の協議に対し回答する	様式10	公→流→公	区域外流入を許可しようとするとき	
	13 水洗化等の実績報告	公示区域内の水洗化等の完了した年度毎の実績について報告する	様式11	公→流	毎年4月末日まで	
第4章 事業場排水等に対する措置	14 除害施設の設置等の基準等の制定に係る汚水排除基準	公共下水道管理者は、条例で除害施設の設置等の基準等を定める場合は、「流域下水道の計画処理区域内における汚水排除基準」によるものとする				
	15 流域下水道へ流入する汚水の水質及び水量等の調査	1.流域下水道管理者は、汚水の水質、水量等を調査し報告する 2.公共下水道管理者は、前項の結果に異常がある場合は調査し報告する	任意様式 任意様式	流→公 公→流		
	16 除害施設の設置を義務づける条例等の事前協議	公共下水道管理者は、除害施設の設置等の基準等の条例を定めようとするときは、事前に流域下水道管理者と協議する		公→流→公		
	17 除害施設の設置等の指導	公共下水道管理者は、事業場に対して除害施設の設置及び適正な管理について指導・監督をおこなう				水質保全要領第4
	18 特定事業場からの排出水の報告	1.公共下水道管理者は、特定事業場及び別に定める事業場から排除される汚水の水質について調査し、報告する 2.前項について、年次実施計画を報告する	要領様式第1号 要領様式第2号	公→流 公→流	調査した月の翌月の末日まで 毎年4月末日まで	水質保全要領第5 水質保全要領第6
	19 特定施設等の設置等に係る通知	公共下水道管理者は、特定事業場以外の事業場に対し除害施設及び除害施設必要施設の設置についての届出をするよう指導し、届出を受理したときは、通知する	任意様式	公→流	除害施設必要施設の届出を受理した日から20日以内	
	20 流域関連公共下水道の使用者に対する処分の通知	法第37条の2又は法第38条による命令等で流域下水道の維持管理に関するものを行ったとき、通知する	任意様式	公→流	速やかに	水質保全要領第7
	21 水質管理台帳の整備	公共下水道管理者は、水質管理台帳を整備し水質検査結果及び指導事項等を記載しておく	任意様式			
	22 特定事業場等監視義務	公共下水道管理者は、事業場に対し汚水の水質検査をする 公共下水道管理者は、汚水の水質が汚水排除基準を超えるおそれがあると認めたとき適切な措置を講じる				
	23 調査義務	公共下水道管理者は、流域下水道管理者から要請があった場合、必要な調査を行う 流域下水道管理者は、必要に応じて調査に協力する				
	24 監視体制の充実	公共下水道管理者並びに流域下水道管理者は相互に協力して監視体制の充実を図る				水質保全要領第3(事業場排水対策委員会)
第5章 維持管理負担金	25 維持管理負担金の納入及び算定期間	公共下水道管理者は、汚水排除量に応じ、維持管理負担金を納入する				
	26 汚水排除量の報告	1.公共下水道管理者は、汚水排除量を報告する 2.異動時は翌月報告する	様式12	公→流	偶数月の5日まで	年6回
	27 汚水排除量の算定期間	公共下水道管理者は、要綱に定める方法により汚水排除量を算定する				
	28 維持管理負担金の単価及び算定期間	維持管理負担金の単価は協定により定めた金額とする				
	29 維持管理負担金の納入方法	公共下水道管理者は、各期毎の維持管理負担金を期限までに納入する				
	30 汚水排除量報告の確認等	流域下水道管理者は、汚水排除量の報告内容について、公共下水道管理者に関係書類を求め、確認ができる				

注：1 提出ルート欄の表記の凡例は次のとおりとし、提出先は矢印の方向で示している。
 「流」・・・流域下水道管理者
 「公」・・・公共下水道管理者

千曲川流域下水道維持管理要綱

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、千曲川流域下水道（以下「流域下水道」という。）の適正な維持管理を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法令の定めるもののほか、流域下水道への接続及び流域

下水道の使用等の取扱いについて定めることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、流域下水道を使用する流域関連公共下水道管理者（以下「公共下水道管理者」という。）及び流域下水道管理者に適用する。

第3 使用計画の報告

公共下水道管理者は、流域下水道を使用する年度別計画を定め「様式1」により毎年度の4月末日までに流域下水道管理者に報告しなければならない。報告した年度別計画を変更しようとするときは、「様式1-2」により報告しなければならない。

第2章 流域下水道への接続

第4 流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理

流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理は、「流域下水道接続管理基準」に定めるところによらなければならない。

第5 接続計画等の協議

流域下水道に流域関連公共下水道の接続を計画しようとするときは、あらかじめ接続計画等を定め「様式2」により流域下水道管理者及び公共下水道管理者は、相互に協議するものとする。協議した事項を変更しようとするときは、「様式2-1」により協議するものとする。

第6 接続の申請及び承認

- 1 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を流域下水道に接続しようとするときは、当該接続工事に着手しようとする日の30日前までに「様式3」により接続しようとする箇所毎に流域下水道管理者に申請し、その工事内容について承認を受けなければならない。承認を受けた内容の変更をしようとするときも、同様とする。
- 2 流域下水道管理者は、前項の申請を受理した場合において、当該工事内容が第4の規定による「流域下水道接続管理基準」に適合し、第5の規定による協議の完了したものであると認めたときは、速やかにその旨を公共下水道管理者に通知するものとする。

第7 接続工事の着手届の提出

公共下水道管理者は、接続工事に着手しようとするときは「様式4」により流域下水道管理者に届出しなければならない。

第8 接続工事の完了検査

- 1 公共下水道管理者は、接続工事が完了したときは、遅滞なく「様式5」により流域下水道管理者に届出し、流域下水道管理者の指定した職員による検査等を受けなければならない。
- 2 流域下水道管理者は、前項の検査等の結果、工事の内容を確認したときは、その結果を「様式6」により公共下水道管理者に通知するものとする。
- 3 検査等は、「流域下水道接続工事完了検査等要領」により行うものとする。

第3章 流域下水道の使用

第9 流域下水道供用開始の通知等

流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするとき、又は終末処理場により汚水の処理を開始しようとするときは、法第25条の14の規定により、供用開始等に係る区域の公共下水道管理者に「様式7」により通知するものとする。

第10 使用の承認

- 1 公共下水道管理者は、流域下水道を使用して汚水の処理を開始しようとするときは、当該汚水を処理すべき区域について、法第9条第2項の規定による公示をする日から起算して15日前までに「様式8」により流域下水道管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた区域を変更しようとするときは、「様式8-2」により申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 流域下水道管理者は、前項の承認をするときは、その旨を当該公共下水道管理者に通知するものとする。

第11 供用開始等の公示内容の報告

公共下水道管理者は、法第9条第2項の規定により流域関連公共下水道の供用開始の公示をしたときは、速やかに当該公示の写を「様式9」により流域下水道管理者に報告しなければならない。

第12 区域外流入の協議

- 1 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の処理区域外の者に対し、法第24条第1項第3号の規定により流域関連公共下水道の使用を許可しようとするときは、あらかじめ「様式10」により流域下水道管理者に協議しなければならない。
- 2 流域下水道管理者は、前項の協議に対し公共下水道管理者に回答するものとする。

第13 水洗化等の実績報告

公共下水道管理者は、公示区域内の水洗化等の完了した年度毎の実績について、翌年度の4月末日までに「様式11」により流域下水道管理者に報告しなければならない。

第4章 事業場排水等に対する措置

第14 除害施設の設置等の基準等の制定に係る汚水排除基準

- 1 法第12条第1項及び第12条の11第1項の規定により、流域関連公共下水道において除害施設の設置等の基準を条例で定める場合は、「流域下水道の計画処理区域内における汚水排除基準」によるものとする。
- 2 法第12条の2第3項の規定により、流域関連公共下水道において特定事業場に係る下水の排除の制限を条例で定める場合は、「流域下水道の計画処理区域内における汚水排除基準」によるものとする。

第15 流域下水道へ流入する汚水の水質及び水量等の調査

- 1 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する汚水の水質及び水量等について別に定めるところにより調査し、公共下水道管理者に報告するものとする。
- 2 公共下水道管理者は、前項の調査により異常な結果が測定された場合は、速やかに原因を調査し、その結果を流域下水道管理者に報告しなければならない。

第16 除害施設の設置を義務付ける条例等の事前協議

公共下水道管理者は、法第12条第1項及び第12条の11第1項の規定による除害施設の設置等を義務付ける条例又は法第12条の2第3項の規定による特定事業場に係る下水の排除の制限の条例を定めようとするときは、事前に流域下水道管理者と協議するものとする。当該条例を改正しようとするときも、同様とする。

第17 除害施設の設置等の指導

公共下水道管理者は、汚水排除基準に適合しない汚水が流域関連公共下水道に排除されることを防止するため、事業場に対して除害施設の設置及び適正な管理について指導及び監督を行わなければならない。

第18 特定事業場等からの排出水の報告

- 1 公共下水道管理者は、特定事業場及び別に定める事業場から流域関連公共下水道へ排除される汚水の水質について、別に定めるところにより調査し、その結果を調査した月の翌月の末日までに、流域下水道管理者に報告しなければならない。
- 2 公共下水道管理者は、前項の調査について年間の実施計画を定め、毎年4月末日までに流域下水道管理者に報告しなければならない。

第19 特定施設等の設置等に係る通知

- 1 公共下水道管理者の法第12条の10の規定による通知は、20日以内とする。
- 2 公共下水道管理者は、特定事業場以外の事業場から「流域下水道の計画処理区域内における汚水排除基準」に適合しない汚水を流域関連公共下水道に排除する原因となる施設（以下「除害施設必要施設」という。）を当該事業場に設置しようとする者又は、その設置者に対し、除害施設及び除害施設必要施設の設置についての届出をするよう指導し、その届出を受理したときは、受理した日から起算して20日以内に、流域下水道管理者に通知しなければならない。

第20 流域関連公共下水道の使用者に対する処分の通知

公共下水道管理者は、法第37条の2又は第38条の規定による命令等で、流域下水道の維持管理に関するものを行ったときは、速やかに流域下水道管理者に通知しなければならない。

第21 水質管理台帳の整備

公共下水道管理者は、事業場の実態を常時把握するとともに、水質管理台帳を作成し、水質検査結果及び指導事項等を記載しておかなければならぬ。

第22 特定事業場等監視義務

- 1 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を使用している事業場に対し、別に定める頻度により計画的にます又は事業所の排水口における汚水の水質検査をしなければならない。
- 2 公共下水道管理者は、前項の検査の結果、当該汚水の水質が汚水排除基準を超えるおそれがあると認めたときには、直ちに事業場の排水の系統毎の排水口における水質検査を行うとともに、除害施設の稼働状況及び水質測定の履行状況等を調査し、必要があるときは、法第37条の2又は法第38条の規定による命令等を行うなど、適切な措置を講じなければならない。

第23 調査義務

公共下水道管理者は、流域下水道管理者から要請があった場合は、次に掲げる調査を行わなければならない。

なお、流域下水道管理者は、必要に応じてその調査に協力するものとする。

- (1) 特定事業場又は除害施設必要施設を設置する事業場から流域関連公共下水道へ排除される汚水についての調査
- (2) 異常水質に関する追跡調査
- (3) 流域下水道に流入する汚水量に関する調査
- (4) その他流域下水道管理者が必要とする調査

第24 監視体制の充実

公共下水道管理者並びに流域下水道管理者は、事業場から流域関連公共下水道に排除される汚水の水質規制及び水質の実態の把握監視等並びに雨水、不明水等の異常流入など異常時の対策等について相互に協議して体制の充実を図るよう努めるものとする。

第5章 維持管理負担金

第25 維持管理負担金の納入及び算定期間

- 1 流域下水道を使用する公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の使用者が排除した汚水量（以下「汚水排除量」という。）に応じ、維持管理負担金を納入しなければならない。
- 2 維持管理負担金は、年間6期毎に納入するものとし、維持管理負担金の算定基礎となる流域関連公共下水道に排除された期毎の汚水排除量は、それぞれ次表に定める算定期間に相当する間における量とする。

なお、細部については、流域下水道管理者と公共下水道管理者が協議して定める。

区 分	算 定 期 間	
第1期	2月	3月
第2期	4月	5月
第3期	6月	7月
第4期	8月	9月
第5期	10月	11月
第6期	12月	1月

第26 汚水排除量の報告

- 1 公共下水道管理者は、汚水排除量を「様式12」により次表に定める期限までに流域下水道管理者に報告しなければならない。

区 分	汚水排除量報告期限	
第1期	4月	5日
第2期	6月	5日
第3期	8月	5日
第4期	10月	5日
第5期	12月	5日
第6期	2月	5日

- 2 前項による報告に変動等があった場合には、次期報告時に調整のうえ流域下水道管理者に報告しなければならない。

第27 汚水排除量の算定方法

公共下水道管理者は、使用者が流域関連公共下水道へ排除する汚水量を次の各号に定める方法により算定する。

- (1) 使用者が水道水を使用している場合は、当該水道の使用水量とする。
- (2) 使用者が水道以外の水を使用している場合は、原則として計量により認定した水量とする。ただし、計量することが困難な場合は、公共下水道管理者が認定した水量とする。
- (3) 使用する水量が流域関連公共下水道へ排除する汚水量と著しく異なる場合は、使用者からの申告により公共下水道管理者が認定した水量とする。
- (4) 使用者が温泉水を使用している場合は、使用者からの申告により公共下水道管理者が認定した水量とする。

第28 維持管理負担金の単価及び算定方法

- 1 維持管理負担金の単価は、別に流域下水道管理者と公共下水道管理者が協定により定めた金額とする。
- 2 維持管理負担金の算定方法は、汚水排除量に維持管理負担金単価を乗じて算定する。

第29 維持管理負担金の納入方法

- 1 公共下水道管理者は、期毎の維持管理負担金を次表に定める期限までに納入しなければならない。

区分	維持管理負担金納入期限
第1期	4月 25日
第2期	6月 25日
第3期	8月 25日
第4期	10月 25日
第5期	12月 25日
第6期	2月 25日

- 2 前項による維持管理負担金の納入方法は、申告納付とする。

第30 汚水排除量報告の確認等

流域下水道管理者は、第26の規定による汚水排除量の報告内容について、公共下水道管理者に関係書類の提出を求め、確認することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 千曲川流域下水道下流処理区維持管理要綱及び千曲川流域下水道上流処理区維持管理要綱は、平成12年12月31日をもって廃止する。
- 2 この要綱は、平成13年1月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成23年2月18日から適用する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年6月1日から適用する。